JAリフォームローン (三菱UFJニコス保証型)

令和6年4月1日現在

	令和6年4月1日現在
お使いみち	○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅、土
	地に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。
	○①現在、ご本人またはご家族が居住するための既存住宅に対する他金融機関・信販会社等からお
	借入中のリフォームローンのお借換資金、②お借換えに伴う諸費用、③お借換えとあわせた既存
	住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象と
	します。
	なお、借入にかかる諸費用(事務手数料、振込手数料、印紙代、登記費用等)については資金使
	途に含めることができるものとします。
	(住宅関連設備の例)
	①門、塀、車庫、物置。
	②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。
	③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。
	④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。
	⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。
	⑥再生可能エネルギー発電システム (太陽光発電システム等)。
	※建物の屋根に設置するもののほか、野立て設置のものを含む。
	⑦耐震改修工事費。
	⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。
	⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。
	⑩その他住宅本体以外のもの。
	○地区内に在住または在勤の方。
ご利用いただける方	○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満でかつ、最終返済時の年齢が満 80 歳未満の方。
	○継続して安定した収入のある方。
	○三菱UFJニコス株式会社の保証が受けられる方。
	○その他 J A が定める条件を満たしている方。
ご融資金額	○10万円以上1,500万円以内(1万円単位)
ご融資期間	○1年以上15年以内
ご返済方法	〇元利均等返済 (毎月の返済額 (元金+利息) が一定金額となる方法) とし、毎月返済方式、特定
	月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済
	による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1 万円単位です。)のいずれかをご選択いただけ
	ます。
	○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合
	を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5回目の 10
	月1日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以
	降も基準日を5回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済
	額の 1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原
	則として期日に一括返済していただきます。
担保	○不要です。

保証	○JAが指定する保証機関(三菱UFJニコス株式会社)の保証をご利用いただきますので、原則 として保証人は不要です。
団体信用生命共済(保険)	○ご希望によりJA所定の団体信用生命共済(保険)にご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済(保険)の種類によりお借入利率にJA所定の利率が加 算される場合がございますので、詳しくはJA融資窓口までお問い合わせください。
手数料	・融資事務手数料・・・・・・・無料・全額繰上返済手数料・・・・・・無料・融資条件変更手数料・・・・・・無料
最低出資金額	○組合員資格がない方は、組合員資格取得のため出資(最低出資金額10,000円)が必要になります。
苦情処理措置およ び 紛争解決措置の内 容	 ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、JA支所またはJA本所金融部(電話:0737-53-2316)に設置のJAバンク相談・苦情等受付窓口にお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク・JFマリンバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター(大阪府)を利用できます。JAバンク相談所を通じてのご利用となりますので、JAのJAバンク相談・苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。
その他	○お申込みに際しては、事前に審査させていただき、結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。○現在のご融資利率やご返済額の試算は、JA融資窓口までお問合せください。
お問い合わせ窓口	JAありだ ローンセンター 電話番号:0737-53-2121

JAありだ